

# 平成31年度 募集要項

精神保健福祉学科(通信課程)

〈 一般養成課程・短期養成課程 〉

学校法人RWFグループ

四国中央医療福祉総合学院

# 募集要項(目次)

精神保健福祉士資格について	1
---------------	---

## [募集概要]

◇ 取得資格	1
◇ 募集定員・修業年限	1
◇ 願書受付	1
◇ 出願資格「一般養成課程」「短期養成課程」	2
◇ 出願方法・出願書類等	3
◇ 出願時の注意事項	4
◇ 実習免除について	5
◇ 選考方法・選考結果通知	5
◇ 入学手続	5
◇ 入学金等納付金	6
◇ 学院出身者優遇制度	6
◇ 貸付制度	6
◇ 教育訓練給付制度	6

## [参考資料]

◇ 実務経験(相談援助実務)	7
◇ 基礎科目	10
◇ 基礎科目の読替の範囲	10
◇ 既修得科目の読替について	11
◇ 学習概要	12
◇ 学習計画	13

## [諸様式]

- 入学願書記入例
- 実務経験申告書・実務経験証明書(個票)記入例
- 平成31年度入学願書
- 実務経験申告書
- 実務経験証明書(個票)
- 基礎科目履修証明書
- 社会福祉士「相談援助実習」履修証明書
- 入学願書受付通知、入学手続完了通知 他
- 小論文用紙

## ◇精神保健福祉士資格について

精神保健福祉士とは、1997年に誕生した精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。

21世紀はこころの時代と言われています。多様な価値観が錯綜する時代にあって、こころのあり様は私たちがもっとも関心を寄せる問題の一つとなっています。

特に、わが国では、たまたまこころの病を負ったことで、さまざまな障害を抱えた人々（精神障害者）に対する社会復帰や社会参加支援の取り組みは、先進諸国の中で制度的に著しく立ち遅れた状況が長年続いていました。近年になり、関係法の改正などにより、ようやく精神障害者も私たちと同じ一市民として地域社会で暮らすための基盤整備が図られることとなりました。

精神保健福祉士は、精神科ソーシャルワーカー（PSW:Psychiatric Social Worker）という名称で1950年代より精神科医療機関を中心に医療チームの一員として導入された歴史のある専門職です。社会福祉学を学問的基盤として、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決、社会参加に向けての支援活動を通して、その人らしいライフスタイルの獲得を目標としています。

さらに、高ストレス社会といわれる現代にあって、広く国民の精神保健保持に資するために、医療、保健、そして福祉にまたがる領域で活躍する精神保健福祉士の役割はますます重要になってきています。

精神保健福祉士の資格取得には、国家試験に合格することが必要です。この国家試験を受験するためには、養成校等で国家試験の受験資格を取得しなければなりません。

本課程の修了者には、精神保健福祉士国家試験の受験資格が与えられます。

## 〔募集概要〕

### ◇取得資格

精神保健福祉士国家試験受験資格

### ◇募集定員・修業年限

学 科	募集定員	修 業 年 限
精神保健福祉学科（通信課程） 短期養成課程	50名	9ヶ月 （4月～12月）
精神保健福祉学科（通信課程） 一般養成課程	50名	1年8ヶ月 （4月～翌年11月）

※入学は4月のみです。

### ◇願書受付

区 分	出願期間	合否通知発送日
1次募集	平成30年9月3日(月)～10月31日(水)必着	平成30年11月9日(金)
2次募集	平成30年11月1日(木)～12月7日(金)必着	平成30年12月21日(金)
3次募集	平成30年12月10日(月)～平成31年1月18日(金)必着	平成31年2月1日(金)
4次募集	平成31年1月21日(月)～3月1日(金)必着	平成31年3月15日(金)
5次募集	平成31年3月4日(月)～3月15日(金)必着	平成31年3月22日(金)

※定員に達した場合は、それ以降の募集は行いません。

# ◇出願資格

## 1. 募集地域

愛媛県、香川県、徳島県、高知県、岡山県に在住の者

## 2. 入学試験受験資格要件

「一般養成課程」

入 学 試 験 受 験 資 格 要 件	
<p>○大学等(4年制)の範囲(法第7条第3号 規則第1条第3項)</p> <p>大学 大学院への飛び入学 大学院 専修学校(修業年限4年以上の専門課程) 大学評価・学位授与機構から学士、修士又は博士の学位を授与された者 高等師範学校の専攻科 高等師範学校(修業年限1年以上の研究科) 女子高等師範学校(修業年限1年以上の研究科) 中学校(旧中等学校令に定めるものに限る) 高等女学校(旧中等学校令に定めるものに限る) 専門学校(修業年限5年以上、旧専門学校入学者検定規程による者を入学資格とするもの) 専門学校の研究科(修業年限1年以上、修業年限4年以上の専門学校に置かれるもの) 防衛大学校 防衛医科大学校 職業能力開発総合大学校の長期課程 職業訓練大学校の長期指導員訓練課程 職業訓練大学校の長期課程 中央職業訓練所の長期指導員訓練課程 職業能力開発大学校の長期課程</p> <p>上記、機関を卒業(修了)もしくは卒業(修了)見込みの者</p>	<p style="text-align: center;">一般大学等(4年制)卒業</p>
<p>○3年制短期大学等の範囲(法第7条第6号 規則第1条第6項) (夜間授業を行なう学科・課程または通信教育の課程を除く。)</p> <p>短期大学(修業年限3年) 高等学校の専攻科(修業年限3年以上) 中等教育学校の専攻科(修業年限3年以上) 特別支援学校の専攻科(修業年限3年以上、旧盲学校、聾学校、養護学校) 専修学校(修業年限3年以上の専門課程) 各種学校(修業年限3年以上、大学に入学することのできる者を入学資格とするもの) 厚生労働大臣の指定の看護師養成所(修業年限3年以上) 厚生労働大臣の指定の作業療法士養成施設(修業年限3年以上) 職業能力開発総合大学校(訓練期間3年以上の専門課程) 職業能力開発総合大学校の応用課程 職業能力開発大学校(訓練期間3年以上の専門課程) 職業能力開発大学校の応用課程 職業能力開発短期大学校(訓練期間3年以上の専門課程) 職業訓練短期大学校(訓練期間3年以上の専門課程)</p> <p>上記、機関を卒業(修了)した者で、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した者。</p>	<p style="text-align: center;">一般短期大学等(3年制)卒業 + 実務経験※1年</p>
<p>○2年制短期大学等の範囲(法第7条第9号 規則第1条第9項)</p> <p>短期大学 高等専門学校 高等学校の専攻科(修業年限2年以上) 中等教育学校の専攻科(修業年限2年以上) 特別支援学校の専攻科(修業年限2年以上、旧盲学校、聾学校、養護学校) 専修学校(修業年限2年以上の専門課程) 各種学校(修業年限2年以上、大学に入学することのできる者を入学資格とするものに限る) 都道府県知事の指定の准看護師養成所(修業年限2年以上、大学に入学することのできる者を入学資格とするものに限る) 職業能力開発総合大学校の専門課程 職業能力開発大学校の専門課程 職業能力開発短期大学校の専門課程 職業訓練短期大学校の専門訓練課程 職業訓練短期大学校の特別高等訓練課程 職業訓練短期大学校の専門課程</p> <p>上記、機関を卒業(修了)した者で、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者。</p>	<p style="text-align: center;">一般短期大学等(2年制)卒業 + 実務経験※12年</p>
<p>○指定施設において4年以上相談援助業務に従事した者</p>	<p style="text-align: center;">実務経験※14年</p>

「短期養成課程」

受 験 資 格 要 件	
<p>○福祉系(指定科目または基礎科目が履修できる学校)大学等(4年制)の範囲(精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第7条第1号及び第2号、精神保健福祉士法施行規則(平成10年厚生省令第11号)第1条第1項及び第2項)</p> <p>大学 大学院への飛び入学 大学院 専修学校(修業年限4年以上の専門課程)</p> <p>上記、機関において、基礎科目を修めて卒業(修了)もしくは卒業(修了)見込みの者。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">福祉系大学等(4年制)卒業</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">+基礎科目※2の履修者</div>
<p>○福祉系(指定科目または基礎科目が履修できる学校)短大等(3年制)の範囲(法第7条第4号及び第5号 規則第1条第4項及び第5項)(夜間授業を行なう学科・課程又は通信教育の課程を除く。)</p> <p>短期大学(修業年限3年) 専修学校(修業年限3年以上の専門課程) 各種学校(修業年限3年以上、大学に入学することのできる者を入学資格とするもの)</p> <p>上記、機関において、基礎科目を修めて卒業(修了)した者で、指定施設において1年以上相談援助業務に従事した者。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">福祉系短期大学等(3年制)卒業</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">+基礎科目※2の履修者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実務経験※11年</div>
<p>○福祉系(指定科目または基礎科目が履修できる学校)短大等(2年制)の範囲(法第7条第7号及び第8号 規則第1条第7項及び第8項)</p> <p>短期大学 専修学校(修業年限2年以上の専門課程) 各種学校(修業年限2年以上、大学に入学することのできる者を入学資格とするもの)</p> <p>上記、機関において、基礎科目を修めて卒業(修了)した者で、指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">福祉系短期大学等(2年制)卒業</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">+基礎科目※2の履修者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実務経験※12年</div>
<p>○社会福祉士である者</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社会福祉士登録者</div>

※1 実務経験については、P7～10の実務経験(指定施設の範囲)一覧表でご確認ください。

※2 基礎科目についての詳細は『P10』基礎科目及び基礎科目の読替の範囲をご確認ください。

## ◇出願方法・出願書類等

### 1. 出願方法

所定の封筒に出願書類等を揃えて所定の期日までに簡易書留郵便にてご送付ください。

### 2. 出願書類等

(1) 入学願書

(2) 小論文 課題 「精神保健福祉学科通信教育課程に入学する動機と、精神保健福祉士としての将来の課題を述べよ」

- ① 手書きの場合、所定の用紙に横書きで、800字～1,000字以内で黒のペンを使用し作成してください。
- ② パソコンの場合、Microsoft Word(用紙サイズはA4サイズ、字体はMS明朝体)で、原稿用紙設定(スタイル:マス目付き原稿用紙、文字数×行数:20×20、罫線の色:緑)にし、800字～1,000字以内で作成してください。

(3) 入学検定料 10,000円(銀行振込)

<振込先> 愛媛銀行 三島支店 普通預金 5079737      精神保健福祉学科(一般)コード番号:6  
精神保健福祉学科(短期)コード番号:7

(4) A. 入学検定料「振込証明書」貼付台紙

B. 写真票(写真 縦3cm×横2.4cm 1枚貼付)

C. 入学願書受付通知(通知を希望される方は、あて名記入・62円切手貼付)

D. 入学手続完了通知(通知を希望される方は、あて名記入・62円切手貼付)

(5) 選考結果通知用封筒(あて名記入、372円切手貼付)

(6) 必要に応じて提出する書類

区 分	一 般 養 成 課 程			短 期 養 成 課 程		
	4年制大学卒業 (卒業見込)	短大等卒業 +実務経験	実務経験	福祉系4年制大学 卒業(卒業見込)	福祉系短大等卒業 +実務経験	社会福祉士
卒業証明書 卒業見込証明書 (提出日前3ヶ月以内発行のものに限る)	◎	◎		◎	◎	
実務経験申告書 (本学院様式)	△ (実務経験のある方)	◎	◎	△ (実務経験のある方)	◎	△ (実務経験のある方)
実務経験証明書 (本学院様式)	△ (実務経験のある方)	◎	◎	△ (実務経験のある方)	◎	△ (実務経験のある方)
基礎科目履修証明書 (本学院様式)				◎	◎	
社会福祉士「相談援助実習」履修証明書 (本学院様式)	△ (該当の方のみ)	△ (該当の方のみ)		△ (該当の方のみ)	△ (該当の方のみ)	△ (該当の方のみ)
社会福祉士登録証写						◎
既修得科目の読替	△ (読替を希望する方)	△ (読替を希望する方)		△ (読替を希望する方)	△ (読替を希望する方)	△ (読替を希望する方)
戸籍謄本等の証	※) 卒業証明書、社会福祉登録証写と姓名が異なる場合にのみ提出					

◎印の書類は必ずご提出ください。その他の書類については必要に応じてご提出ください。

## ◇出願時の注意事項(必ずご確認ください)

### 【卒業証明書・卒業見込証明書】

- 卒業証明書もしくは卒業見込証明書は、提出日前3ヶ月以内に発行されたものをご提出ください。
- 卒業証明書と卒業証書は異なります。必ず卒業証明書をご提出ください。
- 卒業証明書と姓名が異なる場合は、戸籍謄本等の証をご提出ください。
- 大学卒業見込で出願される方は、卒業および実務を満した時点(平成30年3月31日現在)で、あらためて卒業証明書をご提出ください。

### 【実務経験申告書・実務経験証明書】

- 平成31年3月31日時点においてP7～10の実務経験(相談援助実務)の一覧表に記載する「施設・事業の種類」及び「実務経験として認められる職種」にて相談援助の実務経験が1年以上ある方は、「実務経験申告書」「実務経験証明書」(個票)を願書とともに提出することにより、「精神保健福祉相談援助実習」が免除されます。
- 実務経験証明書(個票)に施設(病院等)の証明をうける際には、P5～12の「実務経験(指定施設の範囲)」の一覧表をご確認いただき、一覧表の「施設種類」及び「相談援助業務の実務経験として認められる職種」の欄に記載されている国の定める正式名称でのご記入をお願いいたします。一覧表に記載されている以外の略称や施設名称、施設名称印等は例外なく認められません。その場合には訂正のうえ、再提出していただきます。なお、再提出が願書受付区分締切日を越えた場合には、次の募集区分扱いとなりますのでご了承ください。
- 実務経験見込で出願される方は、実務を満した時点で、あらためて実務経験証明書をご提出ください。**実務経験は、平成31年3月31日時点で1年以上ある事が必要です。**
- 従業期間は、「相談援助業務の実務経験として認められる施設・事業の種類及び職種」で実務経験として認められる従業内容の従業期間のみご記入ください。該当外の従業期間は、記入しないでください。

- 実務経験は、出願資格(実務経験1年～4年)や相談援助実習免除(実務経験1年)によって必要な実務経験年数が異なります。「実務経験申告書」及び「実務経験証明書」に記入する際には、必要以上の実務経験を記入する必要はありません。
- 実務経験申告書は1枚に複数の施設及び職種を記入することができます。しかし、実務経験の中で、施設及び職種の異動がある場合は同法人内での異動も分けて記入してください。実務経験証明書は、1枚につき1施設1職種の証明が必要となりますので、異動がある場合は必要枚数をコピーのうえ、ご記入ください。

## 【基礎科目履修証明書】

- 基礎科目履修証明書については、卒業大学等で証明していただきご提出ください。

※社会福祉士に関する基礎科目と精神保健福祉士に関する基礎科目は、異なります。必ず精神保健福祉士に関する基礎科目の証明が必要です。精神保健福祉士に関する基礎科目については、『P10』基礎科目及び基礎科目の読替の範囲をご確認ください。

## 【社会福祉士「相談援助実習」履修証明書】

- 社会福祉士の養成施設・大学等において「相談援助実習」を既修得している方は、精神保健福祉援助実習のうち福祉施設(120時間)における実習が、60時間を上限として免除されます。希望者は修了養成施設・卒業大学等で証明をいただきご提出ください。出願者本人が記入したものは無効となります。

## 【社会福祉士登録証写】

- 社会福祉士登録証と姓名が異なる場合は、戸籍謄本等の証を提出してください。

## 【既修得科目の読替】

- 他大学等において修得した科目を、本学で修得したものと認める既修得科目の読替えについては、『P11』の「既修得科目の読替について」をご確認ください。

## ◇実習免除について

### ＜実習免除＞

平成31年3月31日時点において相談援助業務に1年以上従事された経験のある方は実習が免除されます。なお、相談援助業務の詳細については『P7～10』の実務経験(相談援助実務)の「施設・事業の種類」及び「実務経験として認められる職種」をご覧ください。

※平成31年3月31日時点において、実務経験を1年満たさない場合、実習が免除になりません。本学院在籍中に実務経験(1年)を満たしても実習免除は認められません。現在、従事されている方は、実務経験1年以上を満たしてからのご出願をご検討ください。

### ＜一部実習免除＞

実習は、医療機関(連続90時間)と福祉施設(連続120時間)にて行います。社会福祉士の養成施設・大学等において「相談援助実習」を既修得している方は、精神保健福祉援助実習のうち福祉施設(120時間)における実習が、60時間を上限として免除されます。ただし、この場合も精神科病院等の医療機関における実習を実施いたします。

なお、希望者は社会福祉士「相談援助実習」履修証明書をご提出ください。社会福祉士「相談援助実習」履修証明書は、修了養成施設・卒業大学等で証明をいただいでください。出願者本人が記入したものは無効となります。

※社会福祉士の養成施設において、入学時に実務経験が1年以上あり「相談援助実習」が免除になられた方は、上記の一部実習免除には当てはまりません。

## ◇選考方法・選考結果通知

### 1. 入学者の選考方法

選考方法は、小論文及び出願書類により選考します。

※小論文及び入学願書等の書類、検定料は、返還いたしません。

### 2. 選考結果の通知

合否結果は、P1記載の合否通知発送日に学院より郵送にて送付いたします。

※お電話によるお問合せは受付けておりませんのでご了承ください。

## ◇入学手続

- (1) 本学院への入学金等の納付金は、所定の振込用紙を使用し、指定期日までに指定の金融機関に振込み下さい。なお、「振込金受領書」は、修了まで、大切に保管してください。
- (2) テキスト代は、別途実費が必要となります。本学院の指定書店にて各自で購入していただきます。ただし、所持している方は必要科目のみの購入も可能です。  
(短期養成課程は、約25,000円、一般養成課程は、約50,000円です。)
- (3) 指定期日までに学費納入手続が完了しない場合には入学辞退とみなして入学を取り消すことがありますのでご注意ください。
- (4) 入学手続完了後の入学辞退については、平成31年3月31日までに申し出てください。入学金以外の納付金については、返還いたします。
- (5) 平成31年4月1日からは在学契約が成立するため、入学辞退ではなく退学扱いとなります。いかなる理由であっても入学金等納付金の返還はいたしません。また、入学金等納付金を支払っておられない場合には、入学金等納付金の全額支払い義務が発生(受講の有無は関係ありません)いたしますので、十分ご注意ください。

## ◇入学金等納付金

区 分	精神保健福祉学科(通信)	
	一般養成課程	短期養成課程
入 学 金	20,000 円	20,000 円
通信・面接授業料	300,000 円	210,000 円
小 計	320,000 円	230,000 円
実習費 (入学後該当者のみ)	90,000 円	90,000 円

### 実習該当者

厚生労働省で定められた施設において、平成31年3月31日時点で相談援助業務の実務経験が1年未満の方は実習が必要です。実習の必要な方(該当者)には、入学後、実習について必要な手続をご案内いたします。

※上記費用のほか、実習時に加入していただく学生保険の費用が必要となります。  
(短期養成課程約2,000円、一般養成課程約3,200円)

## ◇学院出身者優遇制度

通信課程への出願者が本学院の昼間(通学)課程卒業生及び通信課程修了生である場合に、入学金の全額を免除します。

### 【ご利用対象者】

本学院の昼間(通学)課程卒業生及び通信課程修了生

## ◇貸付制度

日本政策金融公庫「国の教育ローン」が利用できます。

### 【ご利用対象者】

本学院に入学・在学される方及び保護者(所得制限があります)。

その他ローン

ひめぎん教育ローン・ひめぎん学資ローン等

オリコ学費サポートプラン「四国中央医療福祉総合学院 提携教育ローン」

本学院ホームページ 学院Q&A「Q9奨学金・学資ローンは使えますか?」からお入りください。



## ◇教育訓練給付制度

本学院

精神保健福祉学科 一般養成課程 は「一般教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座」  
精神保健福祉学科 短期養成課程 は「専門実践教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定講座」  
となっています。

なお、申請手続きは、

一般養成課程の一般教育訓練給付制度は、課程修了後に、  
短期養成課程の専門実践教育訓練給付制度は、受講開始1ヶ月前までにハローワークへ  
となります。

※教育訓練給付制度については、下記URLをご確認いただくか、学院までお問合せください。

[https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance\\_education.html](https://www.hellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html)

# [参考資料]

## ◇実務経験(相談援助実務)

精神保健福祉士国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験の範囲は、次のとおりとなっています。

【精神保健福祉士法施行規則(平成10年厚生省令第11号)第2条】

### <対象となる業務内容>

精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっている職員

※ ご自分の業務内容が、実務経験として認められる業務内容(下記1(1)～(5))であるかどうかに関しては、証明者となる施設にてご確認ください。

1 精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行なうことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の(1)～(5)に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。

(1) 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

(2) 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

(3) 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけさせるための訓練

(4) 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めするなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

(5) 援助を行なうための関係者との連絡、調整等

ケースカンファレンス等の会議への出席、ケース記録等の関係書類の整理、職員間の申し送り・連絡・調整、関係機関との連絡・調整

2 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

3 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

### <必ず確認>

○ 実務経験証明書(個票)に施設(病院等)の証明をうける際には、「対象となる施設・事業の範囲、職種」の一覧表をご確認いただき、一覧表の「施設・事業の種類」及び「実務経験として認められる職種」の欄に記載されている国の定める正式名称でのご記入をお願いいたします。一覧表に記載されている以外の略称や施設名称、施設名称印等は例外なく認められません。その場合には訂正のうえ、再提出していただきます。なお、再提出が願書受付区分締切日を越えた場合には、次の募集区分扱いとなりますのでご了承ください。

### <対象となる施設・事業の範囲、職種>

いずれも、精神障害者に対してサービスを提供するものに限ります。

#### (1)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設・事業の種類	実務経験として認められる職種	コード番号
精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	A0001
	医療ソーシャルワーカー	A0002
	看護師	A0003
	臨床心理技術者	A0004
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員	A0005
	社会福祉士	A0006

精神保健福祉センター	精神科ソーシャルワーカー	A0007
	心理判定員	A0008
	保健師	A0009
	看護師	A0010
	臨床心理技術者	A0011

(2)児童福祉法

施設・事業の種類		実務経験として認められる職種	コード番号
障害児通所支援事業を行なう施設(児童 デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	専任で相談援助業務に従事する職員	A0012
	放課後等デイサービス	専任で相談援助業務に従事する職員	A0013
乳児院	児童指導員	児童指導員	A0014
	保育士	保育士	A0015
	児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者	A0016
児童養護施設	児童指導員	児童指導員	A0017
	保育士	保育士	A0018
	児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者	A0019
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	児童指導員	児童指導員	A0020
	保育士	保育士	A0021
	児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者	A0022
児童心理治療施設 (旧:情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	児童指導員	A0023
	保育士	保育士	A0024
	児童発達支援管理責任者	児童発達支援管理責任者	A0025
児童相談所	児童福祉司	児童福祉司	A0026
	受付相談員	受付相談員	A0027
	相談員	相談員	A0028
	電話相談員	電話相談員	A0029
	児童心理司	児童心理司	A0030
	児童指導員	児童指導員	A0031
	保育士	保育士	A0032
母子生活支援施設	母子支援員	母子支援員	A0033
	少年を指導する職員	少年を指導する職員	A0034
障害児相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員	相談支援専門員	A0035
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	児童自立支援専門員	A0036
	児童生活支援員	児童生活支援員	A0037
児童家庭支援センター	職員	職員	A0038

(3)地域保健法

施設・事業の種類		実務経験として認められる職種	コード番号
保健所	精神保健福祉相談員	精神保健福祉相談員	A0039
	社会福祉士	社会福祉士	A0040
	精神科ソーシャルワーカー	精神科ソーシャルワーカー	A0041

保健所	心理判定員	A0042
	保健師	A0043
	看護師	A0044
	臨床心理技術者	A0045
市町村保健センター	精神保健福祉相談員	A0046
	社会福祉士	A0047
	精神科ソーシャルワーカー	A0048
	心理判定員	A0049
	保健師	A0050
	看護師	A0051
	臨床心理技術者	A0052

#### (4)医療法

施設・事業の種類	実務経験として認められる職種	コード番号
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る)	精神科ソーシャルワーカー	A0053
	医療ソーシャルワーカー	A0054
	看護師	A0055
	臨床心理技術者	A0056
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科を広告しているものに限る)	精神科ソーシャルワーカー	A0057
	医療ソーシャルワーカー	A0058
	看護師	A0059
	臨床心理技術者	A0060

#### (5)生活保護法

施設・事業の種類	実務経験として認められる職種	コード番号
救護施設	生活指導員	A0061
更生施設	生活指導員	A0062

#### (6)地方自治体

施設・事業の種類	実務経験として認められる職種	コード番号
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	A0063
	社会福祉士	A0064
	精神科ソーシャルワーカー	A0065
	心理判定員	A0066
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	A0067
	社会福祉士	A0068
	精神科ソーシャルワーカー	A0069
	心理判定員	A0070
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神保健福祉相談員	A0071
	社会福祉士	A0072

町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神科ソーシャルワーカー	A0073
	心理判定員	A0074

(7)社会福祉法

施設・事業の種類	実務経験として認められる職種	コード番号
福祉事務所	査察指導員	A0075
	身体障害者福祉司	A0076
	知的障害者福祉司	A0077
	老人福祉指導主事	A0078
	現業員	A0079
	家庭児童福祉主事	A0080
	専任の家庭相談員	A0081
	面接相談員	A0082
	婦人相談員	A0083
	母子自立支援員	A0084
市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	A0085

(8)知的障害者福祉法

施設・事業の種類	実務経験として認められる職種	コード番号
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	A0086
	心理判定員	A0087
	職能判定員	A0088
	ケースワーカー	A0089

(9)法務省設置法

施設・事業の種類	実務経験として認められる職種	コード番号
保護観察所	社会復帰調整官	A0090
	保護観察官	A0091

(10)障害者の雇用の促進等に関する法律

施設・事業の種類	実務経験として認められる職種	コード番号
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	A0092
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	A0093
	職場適応援助者	A0094
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	A0095
	就業支援担当者	A0096
	生活支援担当職員	A0097

## (11)更生保護事業法

施設・事業の種類	実務経験として認められる職種	コード番号
更生保護施設	補導主任	A0098
	補導員	A0099

## (12)発達障害者支援法

施設・事業の種類	実務経験として認められる職種	コード番号
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	A0100
	就労支援を担当する職員	A0101

## (13)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

施設・事業の種類	実務経験として認められる職種	コード番号	
障害福祉サービス事業	生活介護	生活支援員	A0102
		就労支援員	A0103
		サービス管理責任者	A0104
	自立訓練	生活支援員	A0105
		就労支援員	A0106
		サービス管理責任者	A0107
	就労移行支援	生活支援員	A0108
		就労支援員	A0109
		サービス管理責任者	A0110
	就労継続支援	生活支援員	A0111
		就労支援員	A0112
		サービス管理責任者	A0113
障害福祉サービス事業	短期入所	専任で相談援助業務に従事する職員	A0114
	重度障害者等包括支援	専任で相談援助業務に従事する職員	A0115
	共同生活援助 (共同生活介護であった期間を含む)	専任で相談援助業務に従事する職員	A0116
一般相談支援事業を行なう施設(相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)		相談支援専門員	A0117
特定相談支援事業を行なう施設(相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)		相談支援専門員	A0118
障害者支援施設	生活支援員	A0119	
	就労支援員	A0120	
	サービス管理責任者	A0121	
地域活動支援センター	指導員	A0122	
福祉ホーム	管理人	A0123	

## (14)改正前の法律

施設・事業の種類	実務経験として認められる職種	コード番号
精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	世話人	A0124
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員	A0125
	管理人	A0126

知的障害者援護施設	生活支援員	A0127
	生活指導員	A0128
児童デイサービス	専任で相談援助業務に従事する職員	A0129

(15)指定施設に準ずる施設として、厚生労働大臣が定める施設

施設・事業の種類	実務経験として認められる職種	コード番号
精神障害者地域生活支援センター	精神障害者社会復帰指導員	A0130
精神障害者地域移行支援特別対策事業	地域体制整備コーディネーター	A0131
	地域移行推進員	A0132
スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設	スクールソーシャルワーカー	A0133
ホームレス自立支援事業を実施する施設	生活相談指導員	A0134

## ◇基礎科目

○精神保健福祉法第七条第二号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目は、以下のとおりです。

- |  |                       |
|--|-----------------------|
| 1 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目 |                       |
| 2 現代社会と福祉                                    | 3 地域福祉の理論と方法          |
| 4 社会保障                                       | 5 低所得者に対する支援と生活保護制度   |
| 6 福祉行財政と福祉計画                                 | 7 保健医療サービス            |
| 8 権利擁護と成年後見制度                                | 9 障害者に対する支援と障害者自立支援制度 |
| 10 精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)                         | 11 精神保健福祉援助演習(基礎)     |

注)平成23年3月31日以前に修めた基礎科目(すべての科目を修めた場合に限る)についても、上記基礎科目とみなすことができるので下記の基礎科目読替の範囲に照らし合わせてください。なお、この場合も、基礎科目履修証明書を提出してください。

## ◇基礎科目の読替の範囲

※ 大学等に「精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書」の発行を希望する場合には、下記の「基礎科目の読替の範囲」も合わせて大学側にご提出ください。

基礎科目名	読替の範囲
人体の構造と機能及び疾病	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「社会福祉科目省令」という。)に規定する「人体の構造と機能及び疾病」</li> <li>社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目等の読替の範囲について平成20年3月28日付け厚生労働省社援発第0328005号。以下「読替の範囲」という。)に規定する「人体の構造と機能及び疾病」について読替のできる科目</li> </ul>
心理学理論と心理的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉科目省令に規定する「心理学理論と心理的支援」</li> <li>読替の範囲に規定する「心理学理論と心理的支援」について読替のできる科目</li> </ul>
社会理論と社会システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉科目省令に規定する「社会理論と社会システム」</li> <li>読替の範囲に規定する「社会理論と社会システム」について読替のできる科目</li> </ul>
現代社会と福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉科目省令に規定する「現代社会と福祉」</li> <li>読替の範囲に規定する「現代社会と福祉」について読替のできる科目</li> </ul>
地域福祉の理論と方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉科目省令に規定する「地域福祉の理論と方法」</li> <li>読替の範囲に規定する「地域福祉の理論と方法」について読替のできる科目</li> </ul>

社会保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉科目省令に規定する「社会保障」</li> <li>・読替の範囲に規定する「社会保障」について読替のできる科目</li> </ul>
低所得者に対する支援と生活保護制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉科目省令に規定する「低所得者に対する支援と生活保護制度」</li> <li>・読替の範囲に規定する「低所得者に対する支援と生活保護制度」について読替のできる科目</li> </ul>
福祉行財政と福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉科目省令に規定する「福祉行財政と福祉計画」</li> <li>・読替の範囲に規定する「福祉行財政と福祉計画」について読替のできる科目</li> </ul>
保健医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉科目省令に規定する「保健医療サービス」</li> <li>・読替の範囲に規定する「保健医療サービス」について読替のできる科目</li> </ul>
権利擁護と成年後見制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉科目省令に規定する「権利擁護と成年後見制度」</li> <li>・読替の範囲に規定する「権利擁護と成年後見制度」について読替のできる科目</li> </ul>
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉科目省令に規定する「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」</li> <li>・読替の範囲に規定する「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」について読替のできる科目</li> <li>・精神保健福祉論</li> </ul>
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉科目省令に規定する「相談援助の基盤と専門職」</li> <li>・読替の範囲に規定する「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」について読替のできる科目</li> </ul>
精神保健福祉援助演習(基礎)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉科目省令に規定する「相談援助演習」</li> </ul>

- (1) 科目名の末尾に、「原論」、「(の)原理」、「総論」、「概論」「概説」、「論」、「法」、「(の)方法」及び「学」のうちいずれかの語句又は複数の語句が加わる場合。
- (2) 科目名の末尾に「Ⅰ、Ⅱ」、「A、B」等が加わることにより、複数の科目に区分され、かつ、当該区分された科目の全てを行う場合。
- (3) (1)及び(2)のいずれにも該当する場合。

## ◇既修得科目の読替について

他の大学等において、修得した科目を本学で修得したものと認めます。但し、既修得科目の読替にあたっては、出願時(厳守)に下記の書類を添付し、ご提出ください。

### (1) 成績証明書(単位修得証明書等)

既修得された養成施設・大学等の学長(学部長)の公印がある証明書をご提出ください。また、成績については、既修得された養成施設・大学等の最終成績まで記載された証明書をご提出ください。

### (2) シラバス(講義要録)

既修得された養成施設・大学等のシラバス(講義要録)の表紙コピーに、自分が認定を希望する科目が記載されているページのコピーを付けてください。なお、シラバス(講義要録)が存在せず、出身大学等のインターネット上のみで公開されている場合は、該当科目ページを印刷してください。この場合、前大学等のシラバス(講義要録)であることが確認できるページもあわせて印刷してください。

## ◇読替の注意事項(必ずご確認ください)

学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、職業能力開発促進法第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発大学校又は厚生労働大臣の定める学校、文教研修施設若しくは養成所において既に履修した科目については、学生からの申請に基づき、履修科目の教育内容を当該養成施設の教育内容に照らし、当該教育内容に相当すると認められる場合には、当該養成施設等で履修すべき総履修時間数の2分の1を超えない範囲で当該養成施設における科目の履修に代えることができます。ただし、「精神保健福祉援助実習指導」及び「精神保健福祉援助実習」については、一体不可分に行うことで教育効果が見込まれるものであることから、これらの科目のうち、他の学校等において履修した一方の科目のみを当該養成施設における科目の履修に代えることは認められません。よって、既修得科目等の読替を希望する際には注意してください。

## ◇学習概要

通信課程では、「テキストによる学習」と「スクーリングでの学習」の2つの学習形態を通して学びます。



## <テキスト学習>

通信課程の学習方法は、学習課題に対するレポートを提出し、担当教員の添削指導及び採点・評価を受け、合格点(100点満点で60点以上)を得ることで科目履修(既修得)となります。レポートは、提出期限までにご提出ください。なお、学習上の質問・相談は、FAX、電子メールで受け付けます。

レポート作成

☆手書き作成の場合:指定の原稿用紙を使用してください。

☆パソコン作成の場合:Microsoft Word(用紙サイズはA4サイズ)で、原稿用紙設定(スタイル:マス目付き原稿用紙、文字数×行数:20×22、罫線の色:緑)にて作成ください。

## <スクーリング(面接授業)>

スクーリングは、受講生が担当教員から講義・演習を通して直接指導を受けるものです。授業科目は「相談援助演習」「相談援助実習指導」が実施されます。受講生の事情を考慮し、土・日を含む日程で実施します。スクーリングは、全日程に出席することが履修認定の要件です。欠席した場合は、欠席科目については次期スクーリングでの再履修となり、通常修業年限での修了ができません。その場合、再履修料が必要です。

## <精神保健福祉援助実習(該当者のみ)>

入学時に実務経験1年未満の方は、「精神保健福祉援助実習(以下「実習という。）」が必要となります。該当者は、所定の期間内に本学院が指定する施設で、210時間以上の「実習」を実施していただきます。実習の実施については、前期のスクーリングで行う「精神保健福祉援助実習指導」を受講後に、開始となります。また事前に実習先へ訪問し、実習先指導者と打合せの上、実習計画を作成することになります。実習期間中には本学院の教員が実習先を訪問し、指導・相談にあたります。実習時期は、短期養成課程が9月～11月、一般養成課程が翌年1月～8月となります。

実習先については、本学院が指定する施設となります。受け入れ施設側の都合が最優先となりますので、必ずしも実習生の希望通りの施設や時期・場所で行われるとは限りません。また、実習は、週1日～3日や1週間単位、土日のみといった実施はできませんのでご理解のうえご出願ください。実習先及び期間決定後の変更等もお受けできません。職場・家族の理解を得て、入学手続きをお願いいたします。

### (一部実習免除)

社会福祉士の養成施設・大学等において「相談援助実習」を既修得している方については、精神保健福祉援助実習のうち福祉施設(120時間)における実習が、60時間を上限として免除されます。ただし、この場合にも精神科病院等の医療機関における実習を実施いたします。

※社会福祉士の養成施設において、入学時に実務経験が1年以上あり「相談援助実習」が免除になられた方は、上記の一部実習免除には当てはまりません。

## ◇学習計画

※ 学習計画に表記されている実施日程等については変更する場合がありますのでご了承ください。

### ○短期養成課程カリキュラム

科 目	時間数			
	スクーリング (面接授業)	レポート		実 習
		回数	提出時期	
精神疾患とその治療	1日間	2回	平成31年5月～7月	
精神保健の課題と支援	1日間	2回	平成31年5月～7月	
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	半日	1回	平成31年9月	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	2日間	4回	平成31年5月～11月	
精神保健福祉に関する制度とサービス	1日間	2回	平成31年9月～11月	
精神障害者の生活支援システム	半日	1回	平成31年9月	
精神保健福祉援助演習(専門)	1日間	2回	平成31年5月～7月	
精神保健福祉援助実習指導 (実習該当者のみ)	1日半	3回	平成31年7月～11月	
精神保健福祉援助実習 (実習該当者のみ)				医療機関:90時間(12日間) 福祉施設:120時間(15日間)

### ○短期養成課程スクーリング期間

相談援助演習:	第1回:平成31年7月13日～15日(3日間) 第2回:平成31年8月10日～13日(4日間)
相談援助実習指導: (実習該当者のみ)	実習前:平成31年8月14日(1日間) 実習後:平成31年12月15日(半日間)

○短期養成課程精神保健福祉援助実習(実習該当者のみ)

平成31年9月～11月の期間中に、医療機関にて90時間(12日間連続)、福祉施設にて120時間(15日間連続)実習を実施いたします。ただし、休日等は、実習先の施設の日程に合わせる為、実際にかかる日数は、上記日数以上にかかりますのでご注意ください。

○一般養成課程カリキュラム

科 目	時間数			
	スクーリング (面接授業)	レポート		実 習
		回数	提出時期	
人体の構造と機能及び疾病		1回	平成32年2月	
心理学理論と心理的支援		1回	平成32年9月	
社会理論と社会システム		1回	平成32年6月	
現代社会と福祉		2回	平成31年5月～7月	
地域福祉の理論と方法		2回	平成31年5月～7月	
福祉行政と福祉計画		1回	平成32年2月	
社会保障		2回	平成32年4月	
低所得者に対する支援と生活保護制度		1回	平成32年8月	
保健医療サービス		1回	平成32年6月	
権利擁護と成年後見制度		1回	平成32年9月	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度		1回	平成31年9月	
精神疾患とその治療	1日間	2回	平成31年5月～7月	
精神保健の課題と支援	1日間	2回	平成31年5月～7月	
精神保健福祉相談援助の基盤(基礎)	半日	1回	平成31年9月	
精神保健福祉相談援助の基盤(専門)	半日	1回	平成31年11月	
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	2日間	4回	平成31年9月～平成32年4月	
精神保健福祉に関する制度とサービス	1日間	2回	平成32年4月～6月	
精神障害者の生活支援システム	半日	1回	平成31年11月	
精神保健福祉援助演習(基礎)	半日	1回	平成31年9月	
精神保健福祉援助演習(専門)	1日間	2回	平成31年11月～平成32年4月	
精神保健福祉援助実習指導 (実習該当者のみ)	1日半	3回	平成31年11月～平成32年8月	
精神保健福祉援助実習 (実習該当者のみ)				医療機関:90時間(12日間) 福祉施設:120時間(15日間)

○一般養成課程スクーリング期間

相談援助演習:	第1回:平成31年9月14日～16日(3日間) 第2回:平成31年12月14日(1日間) 第3回:平成32年8月8日～11日(4日間)
相談援助実習指導: (実習該当者のみ)	実習前:平成31年12月15日(1日間) 実習後:平成32年8月12日(半日間)

○一般養成課程精神保健福祉援助実習(実習該当者のみ)

平成32年1月～8月の期間中に、医療機関にて90時間(12日間連続)、福祉施設にて120時間(15日間連続)実習を実施いたします。ただし、休日等は、実習先の施設の日程に合わせる為、実際にかかる日数は、上記日数以上にかかりますのでご注意ください。